

28消安第4142号
28食産第4054号
28生畜第1094号
平成28年12月16日

一般財団法人食品産業センター会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局企画課長
食文化・市場開拓課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今年11月以降、国内の複数の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されており、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

農林水産省といたしましては、引き続き、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

これまでも貴会には、家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された都道府県産（以下「発生県」という。）の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないようお願いしているところですが、引き続き、食品安全委員会のホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）を活用（別添1）するなど、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。